

益田保健所管内における食中毒の発生について

平成 31 年 4 月 23 日
島根県薬事衛生課
0852-22-6292/6487
担当：山崎、石原

1 概要

4月21日、益田市内の医療機関から益田保健所に2例の食中毒を疑う患者が受診した旨の連絡がありました。

同保健所が調査したところ、4月20日に益田市内の飲食店「居酒屋 海鮮丸」を利用した2グループ8名のうち7名が嘔気、嘔吐、下痢等の症状を（以下「事案1」という。）、4月21日に益田市内の飲食店「ちるちるみちる」の仕出し弁当を喫食した1グループ19名のうち12名が下痢、嘔吐、嘔気等の症状を（以下「事案2」という。）呈していることが判明しました。

保健環境科学研究所における検査の結果、両事案とも患者便からクドア・セプテンブクタータが検出され、同保健所は、患者らの行動、喫食及び発症状況等から、両飲食店を原因施設とした食中毒と断定し、4月23日から2日間の営業停止処分としました。

また、患者に入院した者はなく、全員が快方に向かっています。

【事案1】

【事案2】

2 患者

○患者数 男性：60歳代から70歳代までの2名
女性：50歳代から70歳代までの5名
合計7名

○患者数 男性：30歳代から80歳代までの7名
女性：50歳代から80歳代までの5名
合計12名

【発症状況】

○発症期間 4月20日21:30～4月21日12:00
○主な症状 嘔気、嘔吐、下痢、発熱、頭痛等

【発症状況】

○発症期間 4月21日14:30～4月22日0:00
○主な症状 下痢、嘔吐、嘔気、倦怠感等

3 原因施設

屋号：居酒屋 海鮮丸
営業者：有限会社 ちるちるみちる
代表取締役 篠原 邦夫
所在地：益田市駅前町25-5
業種：飲食店営業（一般食堂）

屋号：ちるちるみちる
営業者：有限会社 ちるちるみちる
代表取締役 篠原 邦夫
所在地：益田市駅前町26-10 振興ビル2F
業種：飲食店営業（一般食堂 仕出し屋 弁当屋）

4 原因食品 ヒラメの刺身

5 病因物質 クドア・セプテンブクタータ

6 行政処分 4月23日から4月24日まで営業停止（2日間）

7 県民の皆様へ

- ・クドアとは、魚の筋肉に寄生する寄生虫（粘液胞子虫）であり、その中でも、クドア・セプテンブクタータはヒラメに寄生することが知られています。
- ・クドアが寄生したヒラメの刺身などを食べた後、数時間程度で一過性の嘔吐や下痢を示す事例が報告されていますが、症状は軽度で、速やかに回復し、後遺症もないとされています。
- ・この寄生虫は、冷凍（-15℃～-20℃で4時間）又は加熱（75℃で5分以上）することにより、病原性を示さなくなることが確認されています。

【県内（松江市を除く）の食中毒発生状況】

	発生件数（件）	患者数（人）
平成30年（1～12月）	12	111
平成31年（今回の2件を含む）	8	78